

海上コンテナ車の一部区間通行不可のお知らせ

海上コンテナ車を運行される方々にお知らせします。

令和5年1月の道路情報便覧データの更新にともない、神戸市道山麓線・湊町線の一部区間における海上コンテナ車の特殊車両通行申請を不許可としています。

特殊車両の通行許可制度では、同車種の許可期間が2年以内とされており、令和7年1月からは、お手持ちの許可証の許可期間が満了するため、同区間における海上コンテナ車の通行は、道路法の規定違反となります。

ご不便をおかけいたしますが、交通の危険防止等のため、ご理解をお願いいたします。

対象区間	神戸市道 山麓線(鶴越～夢野町2)、湊町線(夢野町2～湊川公園西口) (下記の図の通り)
対象車種	海上コンテナ用セミトレーラ連結車(海上コンテナ車) に限る
その他	・海上コンテナ車は、上記対象区間に代えて、国道2号、175号、阪神高速等の重要物流道路及び山麓バイパス等を特車許可申請のうえ、ご利用願います。 (下記の「山麓線」は通行不可ですが、「山麓バイパス」は審査により通行可能です)

(対象区間)

